

議案第 51 号

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例

つくば市福祉支援センター条例（平成 2 年つくば市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略） （使用料）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第4条第1号から第3号までに掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第8条（以下略）</p>	<p>第1条—第6条（略） （使用料）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第4条第1号から第3号までに掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第8条（以下略）</p>